公の施設の使用料に関する指針

平成 24 年 (2012 年) 8 月 策定

平成 30 年 (2018 年) 3 月 改定

豊中市

目次

第1章 本指針について	1
1.目的と位置づけ	1
第2章 使用料の検証について	2
1. 基本的な考え方	2
(1)施設に係る経費	2
(2)機能に着目した施設再編への対応	3
(3)受益者負担割合の設定	4
2. 算定方式	5
(1)基礎単価と基準価	5
(2)専用使用と個人使用	5
(3)専用使用に係る基礎単価の算定方式	5
(4)個人使用に係る基礎単価の算定方式	6
(5)例外的な施設の基礎単価の算定方式	7
(6)新規施設の使用料	7
3. 考慮すべき要素	7
(1)他施設との比較検討	7
(2)市外居住者の使用料	8
(3)消費税との関係	8
(4)激変緩和措置	8
(5)施設の個別事由による使用料の規定と減免制度	8
(6)指定管理者制度で利用料金制度を導入する場合の留意点	9
第3章 本指針の運用について	10
1. 使用料改定の際の周知·経過措置等	10
2. 定期的な検証	10

第1章 本指針について

1. 目的と位置づけ

公の施設とは、地方自治法第 244 条第 1 項において「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と定義されており、設置及びその管理に関する事項は、条例により定められています。

また、同法第 225 条において「普通地方公共団体は、第 238 条の 4 第 7 項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。」と定められており、これが使用料徴収の根拠となっています。

本市は、「公の施設の使用料に関する指針」(平成24年8月策定)において、使用料の 算定方法や受益者負担の考え方等をまとめ、指針に基づき一部の公の施設について使用料 の見直しを行ってきました。

一方で、本市を取り巻く状況及びその背景にあるわが国の社会経済情勢は大きく推移しており、「歳入確保に係る基本方針」(平成28年3月改定)によると、自立した行財政運営のためには自主財源の確保に最大限に努める必要があるとして、公の施設の使用料についても、既存の歳入の確保に係る取組みテーマの一つとして位置づけられています。

また、戦後の高度経済成長や人口増加とともに整備された多くの公共施設の老朽化が進む中、将来的な更新・改修費用の増大に対応しながらも、効率的かつ質の高い公共サービスを提供していくため、中長期的な公共施設マネジメント体制を整える必要性が高まっています。

「豊中市公共施設等総合管理計画(以下「総合管理計画」といいます。)」(平成 29 年 3 月策定)においては、公共施設マネジメントの基本方針として、施設総量フレームを設定するとともに、戦略的配置、複合化・多機能化の観点から全市的に施設再編を進めることとしています。さらに、個々の施設で「受益者負担の適正化」や「施設利用の促進」を推進することを定めており、施設の設置目的や利用方法等は市民に広く認知され、理解を得ることが必要であるとしています。

こうした状況を踏まえ、受益者に一定の負担を求める受益者負担の考え方を原則としつつ、今後の施設再編に対応し得る使用料検証のあり方や、消費税率が引上げとなった場合の対応等、本市における公の施設の使用料に係る基本的な考え方を改めて整理するとともに、使用料改定の際の周知や経過措置等、市民や利用者の立場に立った実務的な内容を定めることにより、より透明性高く均衡のとれた料金体系を構築するため、本指針を改定するものです。

第2章 使用料の検証について

1. 基本的な考え方

(1)施設に係る経費

公の施設を住民の利用に供するためには、用地取得から施設整備、維持管理、サービスの提供に至るまで、様々な経費が必要となります。これら経費のうち、利用者がどの部分を負担することが妥当であるか、つまり使用料の検証にあたり、算定段階でどのような経費を含めるかについては一定のルールが必要です。本市においては、使用料の検証にあたり、算定に含める経費と含めない経費について以下のとおり定めることとします。

【表1】施設に係る経費(算定に含める経費)

経費	内容等	
人件費	施設を維持管理するための業務に直接従事する職員に要する経費 人件費 = 人件費単価(※1) × 職員数(※2) (※1)人件費単価は正職員、一般職非常勤職員等の職員区分のそれぞれの 平均給与・報酬の額 (※2)1 人の職員が複数業務に従事する場合は、当該業務に従事した時間 割合で換算	
物件費	施設管理及び清掃、警備等に係る委託料、光熱水費、保険料、備品購入費等	
維持補修費	施設の維持補修のために要する経費	
減価償却費	建物取得時に要した支出額を、耐用年数を基準として年度毎に配分する経費 (減価償却費 = 取得価額 / 耐用年数)	
土地使用料相当額	土地そのものを利用する性質が強い施設の場合のみ、法定外公共物管理条例 に定められる料金表を準用して算定する額(野球場等)	

【表2】算定に含めない経費

経費	内容 · 理 由 等
土地取得費	土地は、時の経過により価値が減少するものではないことから減価償却の対象とならず、また施設が廃止された後も市(市民全体)の資産として残るものであるため
臨時的な費用	災害による現場の復旧等、特殊な事情によりその年度のみ臨時的に要した費 用を経常的な経費とすることは適切ではないため
特定の個人の便益に 要した費用	イベント等、特定の個人が参加する事業に要した経費については、必要に応 じ実費相当分を参加者から徴収すべきものであるため
事業運営費	施設の維持に直接関連する経費ではないため ※ ただし、施設と事業とがとくに密接に関連する場合は算定に含める

(2)機能に着目した施設再編への対応

総合管理計画においては、公共サービスの本質は機能であり、施設と機能とを切り分けて戦略的配置を進める必要がある、としています。

例えば、ある福祉施設について機能に着目した施設再編を進める場合、まず当該施設の機能を「福祉機能を有する事務室」「調理室」「多目的に利用できる会議室」「その他共用部分」等に細分化します。

次に、「福祉機能を有する事務室」が市域のどの場所に、何か所あれば最も効果的な配置となるかを検討します。同様に、「調理室」「多目的に利用できる会議室」についても、市民ニーズや利用状況等を勘案し、最も効果的な配置を探り、他施設への移転、集約化等による施設再編を進めます。

このように機能に着目した施設再編を進めるにあたっては、同種の機能を有する貸室や 施設の使用料を、共通の基準のもとで評価する必要があります。

従来は、個々の施設に係る経費をもとに、個々の施設の使用料を算定する手法を用いて 現行使用料の検証を行ってきました。

今後は、施設間での機能移転や、多様な機能が同居する複合施設の整備、建替え等を想定し、同種の機能を有する施設間でその使用料に大きな格差が生じることがないよう、対象となる貸室や施設を【表3】のように機能により類型化し、機能分類ごとに現行使用料の検証を行うものとします。

【表3】機能による対象施設の類型化の例

機能分類	機能・利用形態・施設例
貸室(会議室等)	机、椅子等の備品を有し、会議やセミナー、研修等多目的に利用 される独立した部屋
貸室(調理室・工作室等)	調理や工作等、特定の目的のために利用される独立した部屋
ギャラリー・展示スペース等	主として展示発表や鑑賞会等の場として供される空間
ホール等	舞台や客席、音響などの設備を有し、演劇やコンサート等の目的のために利用される施設
屋内体育施設	屋内体育施設の競技場等
野球場等	野球場、球技場
温水プール	温水プール
庭球場	庭球場
宿泊施設	青少年自然の家
火葬施設	火葬場

なお、公の施設の中には、法令等により使用料を無料とすること又は使用料算定に係る 考え方が定められているものがあります。これらの施設については統一的な取扱いが必要 との法令等の主旨に則り、定められた内容に沿って使用料を規定するものとします。

また、地方公営企業法が適用される事業に係る施設については、地方公営企業法により 経済性を発揮することが求められており、独立採算による運営を目指すべき施設であるため、本指針を踏まえた自律的な使用料の見直しを促すものとします。

本指針の対象外となる施設を【表4】にまとめます。

【表4】本指針の対象外となる施設

区分	施設例
法令等により使用料が無料と定められている施設	公園、道路、図書館
法令等により使用料の算定方法が定められている施設	市営住宅
地方公営企業法が適用される事業に係る施設	上下水道に係る施設、病院

(3) 受益者負担割合の設定

公の施設は、住民の福祉を増進することを目的として、全ての住民に利用の機会を提供するために設置するものであることから、設置目的に沿って住民が利用する場合は、低廉な負担で利用できることが望ましいという考え方があります。一方で、利用者が支払う使用料が経費を下回る場合、不足分は税金で賄うこととなり、市民全体の負担となることから、負担の公平化を図るため、施設を利用し何らかの利益を受ける利用者がなるべく多くの経費を負担すべきという考え方もあります。

そこで、本市においては、市が負担(公費負担)する割合と利用者が負担(受益者負担)する割合を原則として50%ずつと設定することとします。なお、機能分類のうち火葬施設については施設の特殊性等を考慮し、公費負担割合を75%、受益者負担割合を25%と設定することとします。

なお、総合管理計画においては、利用者の利便性や施設管理の効率性に配慮しつつ、維持管理経費の削減について積極的な取組みを行っていくこととしています。使用料の検証にあたってはこれらの経費も算定に含めることから、より高品質なサービスを、より低廉に提供するため、総合管理計画に基づく継続的な経費削減に努めるものとします。

2. 算定方式

(1) 基礎単価と基準価

本指針においては、施設に係る年間経費(P.2【表1】施設に係る経費の総額)をもとに機能分類ごとに算出した、最小単位(1時間あたり、1㎡あたり等)の経費を「基礎単価」と定義します。なお、年間経費は直近3年間の平均値を使用するものとします。

また、基礎単価に各施設の貸出面積や貸出時間等を乗じたものを「基準価」と定義します。基礎単価をもとに導き出された各施設の基準価は、現行使用料と比較の上検討を行い、類似施設間の価格バランスや立地の利便性、近隣各市の状況、備えている設備による快適性、施設の老朽化度等個別に考慮すべき要素を勘案し、なおも基準価と現行使用料とのかい離が著しいと判断される場合には、使用料の改定を行うものとします。

(2)専用使用と個人使用

使用料は、その性質により、「専用使用」に係る使用料と「個人使用」に係る使用料に 分類することができます。

専用使用とは、会議室や調理室、ホール等において、一定のスペースを独占して使用する場合で、定員以内であれば利用人数を問いません。一方、個人使用とは体育館やプールなど、空間を複数人で共有しながら利用する場合で、使用料は個人に対して発生します。 基礎単価の算定方式は、これら2つの使用形式に応じて、それぞれに設定する必要があります。

(3) 専用使用に係る基礎単価の算定方式

専用使用に係る $1 \,\mathrm{m}^2$ 、 $1 \,\mathrm{m}$ 間あたりの基礎単価については、以下の算定式により機能分類ごとに導くものとします。

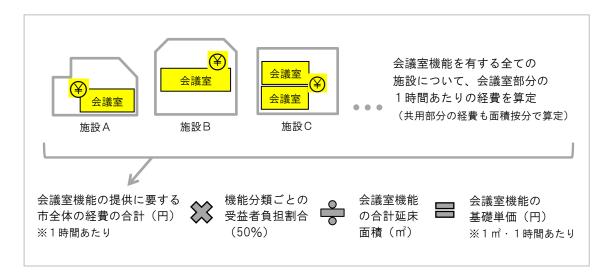
1 ㎡・1 時間あたりの専用使用に係る基礎単価の算定方式(機能分類ごとに算定)

基礎単価(円)= 1時間あたりの対象機能の合計経費[※](円)

× 受益者負担割合(50%)÷ 対象機能の合計延床面積(㎡)

【※ 共用部分の経費についても面積按分で算定に含める】

【図1】専用利用に係る基礎単価の算定イメージ(会議室の場合)



(4) 個人使用に係る基礎単価の算定方式

個人使用に係る1人、1時間あたりの基礎単価については、以下の算定式により機能分類ごとに導くものとします。

1人・1時間あたりの個人使用に係る基礎単価の算定方式(機能分類ごとに算定)

基礎単価(円) = 1時間あたりの対象機能の合計経費[※](円)

× 受益者負担割合(50%)÷ 年間目標利用者数(人)

【※ 共用部分の経費についても面積按分で算定に含める】

【図2】個人利用に係る基礎単価の算定イメージ(屋内競技場の場合)



(5) 例外的な施設の基礎単価の算定方式

ア 宿泊施設

本市が運営する宿泊施設として、青少年自然の家(大阪府能勢町)があります。当該施設の使用料については、入場料の性質を持つ個人使用料と、宿泊場所となる居室の専用使用料を併せた料金体系となっています。よって、貸出面積や年間目標利用者数等の数値をもとに、独自の算定方式により基礎単価及び基準価を導くものとします。

イ 火葬施設

通常、施設に係る経費に事業運営費は含みませんが、火葬施設については、施設の維持管理と事業運営とが特に密接に関連しており、その利用形態を考慮しても、事業運営費を含めて基礎単価を算定することが適当であると考えられるため、別途、以下の算定式により基礎単価を導くものとします。

火葬1件・1時間あたりの個人使用に係る基礎単価の算定方式

基礎単価= ((施設に係る経費 + 事業運営費) × 受益者負担割合 (25%)) ÷ (年間目標稼働件数 × 火葬1件あたりの平均所要時間)

(6) 新規施設の使用料

複合施設として建替えを行う場合や新規施設を整備する場合は、経費の算出根拠となる実績がありません。よって、類似する既存施設の基礎単価に基づいた検討を経て、使用料を規定するものとします。

3. 考慮すべき要素

(1) 他施設との比較検討

一般に、公の施設の使用料が高額すぎる場合は利用率の低下を招く恐れがありますし、 低額すぎる場合は民業を圧迫する恐れがあります。

そこで、公の施設の使用料を規定するにあたっては、周辺自治体や人口密度等の特性が一致する類似規模の自治体における同種の公共施設、民間の類似施設について、その使用料や施設規模等の情報を収集し、比較検討を行った上で、基準価を踏まえつつ合理的な範囲で定めるものとします。

また、昼間・夜間、平日・祝祭日などの利用時間帯等による料金格差については、それ ぞれの施設における利用実態を勘案し、適切に設定するものとします。

(2) 市外居住者の使用料

市が保有する公の施設に係る経費のうち、公費負担部分の多くは、市民の税金により賄われています。よって、受益と負担の公平化の観点から、本市の公の施設は、本市の住民が優先的に利用できることが望ましいと言えます。

市民の優先性を確保する方策の一つとして、市民の使用料と比較し、市外居住者の使用料を高く設定する手法があります。市外居住者の使用料を設定する場合は、原則として受益者負担割合を100%とすることが望ましいと言えますが、これにより市外居住者の使用料が著しく高額となり、当該施設全体としての利用率が低下する恐れもあります。市外居住者の使用料については、当該施設の利用状況及び他施設との比較検討を行った上で、基準価を踏まえつつ合理的な範囲で規定するものとします。

(3)消費税との関係

本市においては、消費税は使用料に含まれるものとして取り扱っています。

国からの通知によると、消費税率が引上げとなる場合は、消費税が円滑かつ適正に転嫁されるよう、公の施設の使用料の改定を行うことが望ましいとされています(平成25年12月4日総務省通知)。

仮に消費税率が引上げとなった場合、光熱水費や物品購入費、委託料等の経費も増える ことになります。よって、その際は引上げ時期の1年前の段階で改めて消費税率の変更を 踏まえた基準価を算出の上検討を行い、必要に応じ使用料の改定を行うものとします。

(4)激変緩和措置

使用料の改定にあたり、改定後の使用料が現行の使用料よりも高額になる場合は、原則として 1.5 倍程度を改定の上限とする激変緩和措置を設けます。

(5)施設の個別事由による使用料の規定と減免制度

施設の設置目的に沿った利用を促進するため、条例において目的利用と目的外利用とで使用料の金額に差を設けている施設もあります。施設の個別事由により使用料を規定する場合は、施設管理者は受益者が固定化することのないよう十分に配慮し、幅広い利用の促進に努めるものとします。

また、教育文化の振興や、障害者などの社会的弱者への配慮から、政策的特例措置として減免制度により使用料の全部または一部を免除とする場合があります。施設管理者は、 当該利用者が減免制度の対象者であることを客観的に証明できる身分証明等の確認を徹 底する等、制度の適正な運用に努めるものとします。

(6) 指定管理者制度で利用料金制度を導入する場合の留意点

公の施設の指定管理者制度の運用にあたっては、地方自治法第244条の2の規定により、 指定管理者が施設の使用に係る料金を収入として収受できる「利用料金制度」を導入すること ができるとされています。使用料は、市の歳入となる公金ですが、利用料金は指定管理者の収 入となります。

この制度は、施設の管理運営を行う上で、指定管理者が自主的な経営努力を発揮しやすくするため設けられたものです。制度上、指定管理者が指定期間中に施設設置条例で定める料金の上限の範囲内で利用料金の変更申請を行うことも想定されますが、あまりに頻繁な変更は、利用者にとっても望ましいものではありません。利用料金の変更申請があった場合は、その必要性や合理性、分野別計画における政策目標や市民サービスに資する内容であるかどうか等を総合的に検討し、判断するものとします。

第3章 本指針の運用について

1. 使用料改定の際の周知・経過措置等

本指針に基づいて使用料を見直し、改定を行う場合には、改定の経緯や必要性、改定時期、改定後の金額等について、市民及び利用者に対し広く周知を行う必要があります。

基本的には、使用料改定基準日の少なくとも3か月前には、当該施設において周知を行うとともに、市ホームページ及び広報誌において情報を公開するものとします。

なお、周知期間以前に完了している施設利用予約については、経過措置として改定前の 使用料を適用するものとします。

2. 定期的な検証

自治体を取り巻く社会経済状況は刻々と変化するため、基礎単価の算出根拠となる必要 経費にも当然変化が生じることから、原則として4年ごとに基礎単価の算定及び現行使用 料の検証を行います。

また、今後も周辺自治体や人口密度等の特性が一致する類似規模の自治体における同種の公共施設、民間の類似施設について、その使用料や施設規模等の情報を把握するとともに、固定資産台帳の整備に伴う施設関連経費データの精査を進めるなど、施設使用料のあり方については引き続き検証を行うものとします。

公の施設の使用料に関する指針(改定) 平成30年(2018年)3月

> 豊中市 資産活用部 施設活用課